

自立訓練（生活訓練）事業所アミーゴ荘 利用契約書

指定障害福祉サービス自立訓練（生活訓練）事業所アミーゴ荘の利用にあたり、医療法人直志会理事長は、利用者と下記の内容に基づいて利用契約を結ぶこととする。

記

事業所は、「障害者の自立生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に基づき、
平成 年 月 日から平成 年 月 日までの期間、利用者の自立生活及び社会生活の向上のために必要な指導・支援を行う。

利用者は、利用期間中に、自らの自立生活及び社会性の向上のための活動に取り組む。

利用者は、サービス利用期間中は医療法人直志会 自立訓練（生活訓練）アミーゴ荘運営規程及び重要事項説明書にある内容を遵守することとする。

身元保証人は、利用者が事業所に対し、本契約に基づく債務の不履行があった時は、債務に対して保証し、責任を負うこととする。

本契約書3通を作成し、事業所、利用者、身元保証人は記名捺印の上、契約の証として本書を各1通ずつ保有することとする。

契約日 平成 年 月 日

代表者	住 所	茨城県久慈郡大子町大字北田氣字広林76番地		
		医療法人 直志会		
	氏 名	理事長	的場 政樹	印

利用者 住 所

氏 名 印

身元引受人 住 所

氏 名 印

